

期 間 入 札 の 公 告

令和 6年 4月19日
 秋田地方裁判所民事第2部
 裁判所書記官 若 松 賢 一

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 6年 5月 2日から 令和 6年 5月10日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 6年 5月15日 午前10時00分 秋田地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 6年 6月 4日 午後 1時00分 秋田地方裁判所民事第2部
特別売却 実施期間	令和 6年 5月16日 午前 8時30分から 令和 6年 5月16日 午後 5時00分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 保険会社, 株式会社商工組合中央金庫, 農林中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 6年 4月19日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物 件 目 録

- | | | | |
|---|------------------|------------------|--|
| 2 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 南秋田郡五城目町字鶉ノ木
18番3
宅地
118.95平方メートル |
| 3 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 南秋田郡五城目町字鶉ノ木
18番9
宅地
8.99平方メートル |
| 4 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 南秋田郡五城目町字鶉ノ木
21番4
宅地
81.20平方メートル |
| 5 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 南秋田郡五城目町字下夕町
43番1
宅地
46.38平方メートル |

入札時の注意点

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時に下記の各書面の提出が入札書毎に必要です。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

- ※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。
- ※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。
- ※提出後の訂正はできません。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

- ※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。
- ※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。
- ※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。
- ※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

- ※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

秋田地方裁判所執行官室 ☎018-824-1514

物 件 明 細 書

令和 6年 3月 4日

秋田地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 越 後 誠 司

-
- 1 不動産の表示
【物件番号2～5】
別紙物件目録記載のとおり

 - 2 売却により成立する法定地上権の概要
なし

 - 3 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号2～5】
なし

 - 4 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号2～5】
本件共有者らが占有している。

 - 5 その他買受けの参考となる事項
なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
(このほか、BITのお知らせメニューにも掲載されています。)

物 件 目 録

2 所 在 南秋田郡五城目町字鶴ノ木
地 番 18番3
地 目 宅地
地 積 118.95平方メートル

共有者 A 持分132分の60
共有者 B 持分132分の60
共有者 C 持分132分の12

3 所 在 南秋田郡五城目町字鶴ノ木
地 番 18番9
地 目 宅地
地 積 8.99平方メートル

共有者 A 持分132分の60
共有者 B 持分132分の60
共有者 C 持分132分の12

4 所 在 南秋田郡五城目町字鶴ノ木
地 番 21番4
地 目 宅地
地 積 81.20平方メートル

共有者 A 持分132分の15
共有者 B 持分132分の90
共有者 C 持分132分の27

5 所 在 南秋田郡五城目町字下夕町
地 番 43番1

物 件 目 録

地 目 宅地
地 積 46.38平方メートル
共有者 A 持分132分の15
共有者 B 持分132分の90
共有者 C 持分132分の27

令和 5年(ケ)第 50号
令和 5年10月24日受理
令和 5年12月11日提出



現況調査報告書

(物件2～5)

秋田地方裁判所

執行官 関 知 満

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物件目録

2 所 在 南秋田郡五城目町字鶉ノ木
地 番 18番3
地 目 宅地
地 積 118.95平方メートル

共有者 A 持分132分の60
共有者 B 持分132分の60
共有者 C 持分132分の12

3 所 在 南秋田郡五城目町字鶉ノ木
地 番 18番9
地 目 宅地
地 積 8.99平方メートル

共有者 A 持分132分の60
共有者 B 持分132分の60
共有者 C 持分132分の12

4 所 在 南秋田郡五城目町字鶉ノ木
地 番 21番4
地 目 宅地
地 積 81.20平方メートル

共有者 A 持分132分の15
共有者 B 持分132分の90
共有者 C 持分132分の27

5 所 在 南秋田郡五城目町字下夕町
地 番 43番1

物 件 目 録

地	目	宅地
地	積	46.38平方メートル
共有者	A	持分132分の15
共有者	B	持分132分の90
共有者	C	持分132分の27

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 共有者B及びC	1 物件2～5の土地に昔は建物（店舗）がありましたが、建物は解体して、有限会社松竹のお店の駐車場として利用していました。 2 土地の北西端に私たち3名（ABC）が共有する18番7の土地があることは知りませんでした。

(執行官の意見用)

執行官の意見
1 本件物件の状況は、法14条1項地図及び添付した写真のとおりである。 2 本件2～5の土地と、次の件外土地が一体になって利用されている。 南秋田郡五城目町字鶴ノ木18番7、宅地、0.70平方メートル 共有者 A 持分132分の60 共有者 B 持分132分の60 共有者 C 持分132分の12

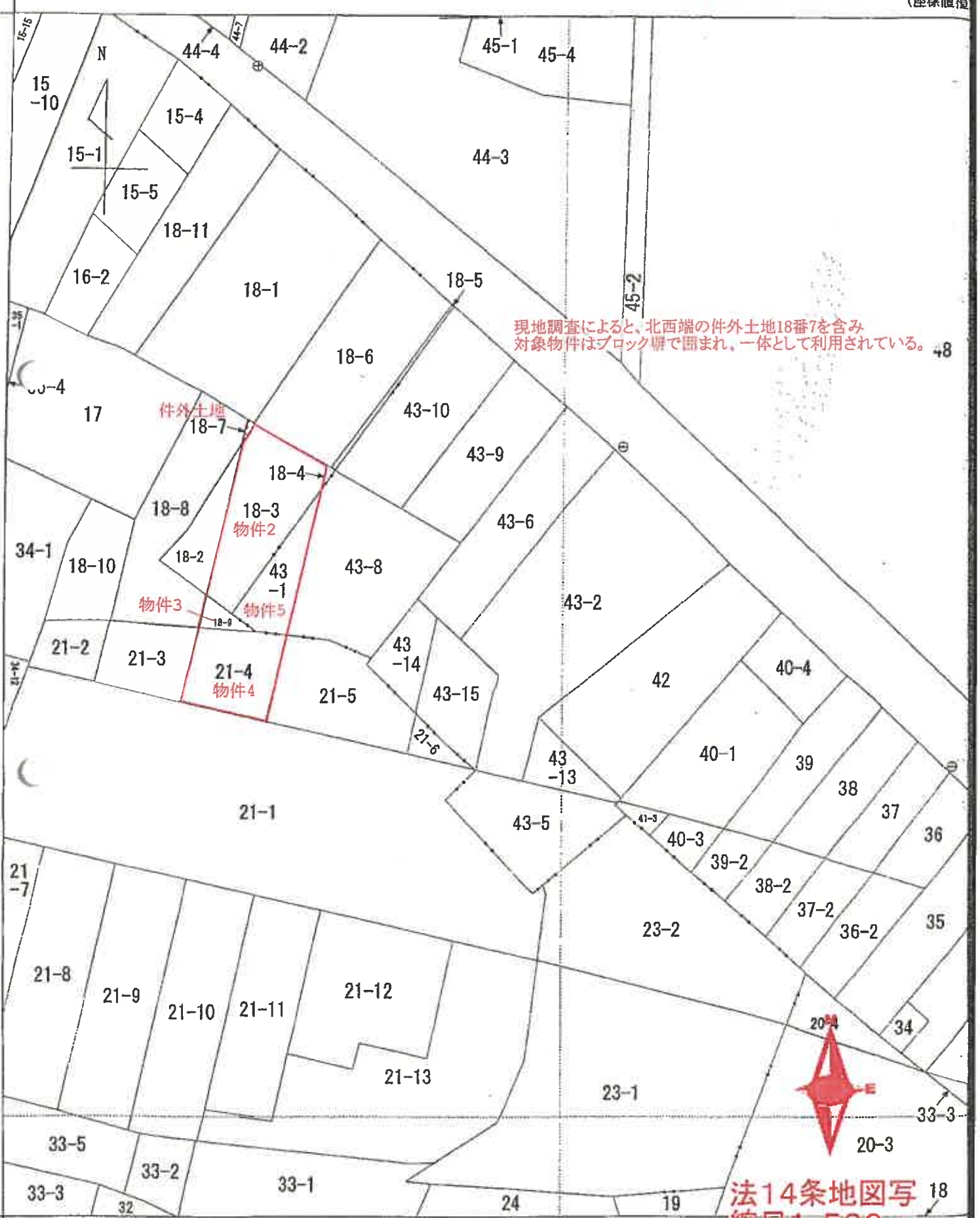
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4枚目)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
5年11月 8日 (水) 16:25 - 16:30	秋田地方法務局	近隣土地の登記事項要約書を公用で取得
5年11月 9日 (木) 10:05 - 10:10	物件所在地	占有調査、写真撮影
5年11月20日 (月) 14:45 - 14:55	物件所在地	立入調査、写真撮影
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(5 枚目)

令和5年(ケ)第50号
(物件2, 3, 4, 5)

(座標値種)



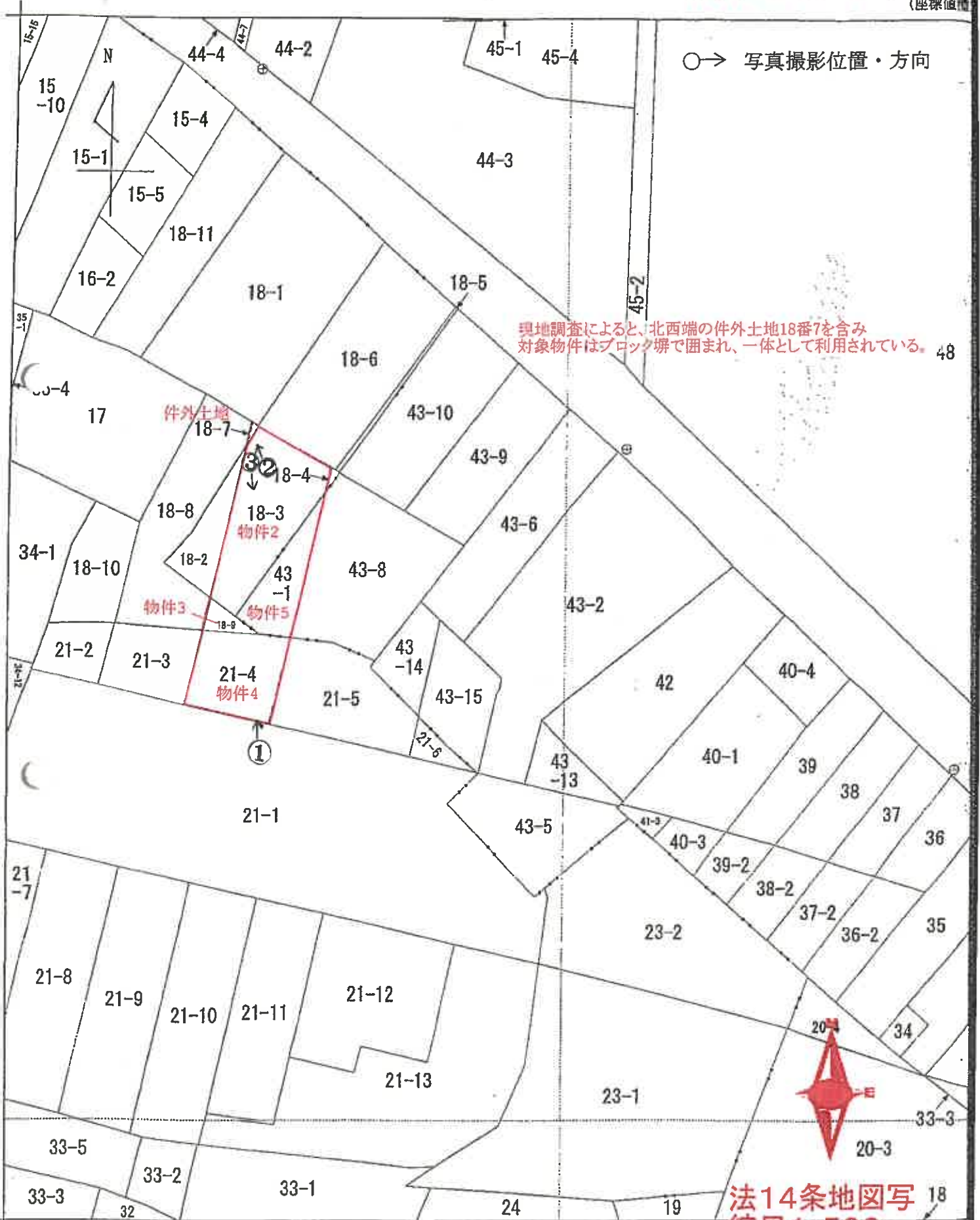
法14条地図写
縮尺1:500

写真撮影方向図

令和5年(ケ)第50号
(物件2, 3, 4, 5)

(座標値種別)

○→ 写真撮影位置・方向



現地調査によると、北西端の件外土地18番7を含み
対象物件はブロック塀で囲まれ、一体として利用されている。 48

法14条地図写
縮尺1:500

①



件外土地(18番7)

物件2~5一体地

②



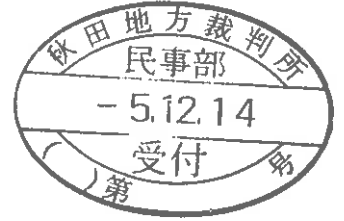
③

物件2~5一体地



(8 枚目)

令和 5年 (ケ) 第 50 号
令和 5年 11月 20日 現地調査
令和 5年 12月 14日 評 価



秋田地方裁判所 御中

評 価 書
(物件 2, 3, 4, 5)

評価人 不動産鑑定士

小陰 遼平

第1 評価額

一括価格	
金 1,820,000 円	
内訳価格	
物件2 (土地)	金 850,000 円
物件3 (土地)	金 60,000 円
物件4 (土地)	金 580,000 円
物件5 (土地)	金 330,000 円

- ① 一括価格は、物件2、3、4、5の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登 記	現 況
2	所 在 地 番 地 目 地 積	南秋田郡五城目町字鶴ノ木 18番3 宅地 118.95 m ²	
3	所 在 地 番 地 目 地 積	南秋田郡五城目町字鶴ノ木 18番9 宅地 8.99 m ²	
4	所 在 地 番 地 目 地 積	南秋田郡五城目町字鶴ノ木 21番4 宅地 81.20 m ²	
5	所 在 地 番 地 目 地 積	南秋田郡五城目町字下夕町 43番1 宅地 46.38 m ²	
番号	特 記 事 項		
	○ 北西端の件外土地「字鶴ノ木18番7」（宅地・0.70m ² ）を含み、対象物件はブロック塀で囲まれ、一体として利用されている（共有者は現況調査報告書参照）。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

位置・交通 (道路距離)	J R奥羽本線「八郎潟駅」駅東方・道路距離約3.9km バス停「五城目バスターミナル」の南東方・約100m (徒歩約2分)					
付近の状況	<p>当該地域は、五城目町中心商業地の一角を形成し、かつては飲食、小売店舗の建ち並ぶ商店街を形成していたが、現在では公共施設が存するほかは数店舗のみで閉鎖店舗が目立つ既成の商業地域である。</p> <p>地域内の主たる需要者は、当該地域に地縁性を有する法人または個人が中心であるも、需要は相当に低い。また地域南側は令和5年7月の大雨により床上浸水した住宅地域と隣接しており、一部床下浸水した地点もあることから、さらに需要は停滞している。そのため低価格水準ながら地価は下落傾向が続くものと思料される。</p> <p>最寄公共施設： 五城目町役場より約580m 最寄商業施設： ダイサン五城目店より約330m</p>					
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的特な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	非線引都市計画区域				
	用途地域	商業地域				
	建ぺい率	80%				
	容積率	400%				
	防火規制	指定無				
	立地適正化計画	無 ()				
	その他の規制					
画地条件	間口約9.5m、奥行約30mのほぼ整形地。 規模は255.52㎡ (登記地積)。 地勢はほぼ平坦である。					
接面道路の状況	接道方位	幅員	道路の種類		舗装	接道状況
	南	約18m	建築基準法上	道路法上	舗装	中間 面地
			42条1項	県道		
道路位置指定：-						
土地の利用状況等	隣接する件外土地18番7と一体として駐車場として利用されている。					
供給処理施設 (宅地内引込)	<p>上水道：あり ()</p> <p>ガス配管：なし (接面道路公設管：なし)</p> <p>下水道：あり (建物への接続：なし)</p>					

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

ハザードマップの有無		
洪水	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有	(洪水によって想定される浸水深0.5m～3m)
雨水出水 (内水)	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	()
高潮	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	()
その他		
土砂災害警戒区域等 指定の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域内 <input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域内
土壌汚染の有無	土壌汚染の有無は専門調査機関による調査を経なければ確定できないが、現地調査、登記、地図等の資料から、土壌汚染の可能性を有する用途で使用された可能性は低いと判断した。	
周知の埋蔵文化財包蔵地の指定	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	()
特記事項		

*各種ハザードマップ等に記載されている内容については今後変更される場合があります。

最新の情報は(ハザードマップポータルサイト <https://disaportal.gsi.go.jp/>)でご確認ください。

第5 評価額算出の過程

更地であることから、標準画地価格に対し目的物件の個別格差を乗じ、これに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
2	11,900	0.95	118.95	0.90	0.70	850,000
3	11,900	0.95	8.99	0.90	0.70	60,000
4	11,900	0.95	81.20	0.90	0.70	580,000
5	11,900	0.95	46.38	0.90	0.70	330,000
計						1,820,000

ア 標準画地価格 (地価公示標準地 からの規準)

標準画地は幅員約18m舗装県道に接面する地積約250㎡の整形地

地価公示標準地 : 五城目5-1

公示地価格 12,000円/㎡ × 時点修正 98.9/100 × 標準化補正 100/100 × 地域格差 100/100 = 標準画地価格 11,900円/㎡

- ◇ 時点修正 0.989 (公示地価格の価格時点から評価日までの推定変動率である)
- ◇ 標準化補正 1.00 (基準方位：北方)
- ◇ 地域格差 1.00 (特になし)

イ 個別格差 0.95 (下記各条件の相乗積)

- (街路条件) 1.00 : 特になし
- (交通接近条件) 1.00 : 特になし
- (環境条件) 1.00 : 特になし
- (画地条件) 0.95 : 間口奥行の関係▲5%
- (行政的条件) 1.00 : 特になし
- (その他条件) 1.00 : 特になし

(街路・交通接近・環境・行政的・その他条件は各項目の総和、画地条件は各項目の相乗積)

ウ 地 積 : 登記数量による

エ 市場性修正 周辺の利用状況は空家が多く不動産市況は相当低迷していることから、更地といえども市場滞留期間が長いと判断される。また、件外土地と一体としてブロック塀で囲まれていることから、利用に対する交渉等煩雑性を有するため、上記のとおり修正を施した。

オ 競売市場修正 評価条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮のうえ上記のとおり査定。

第6 参考価格資料

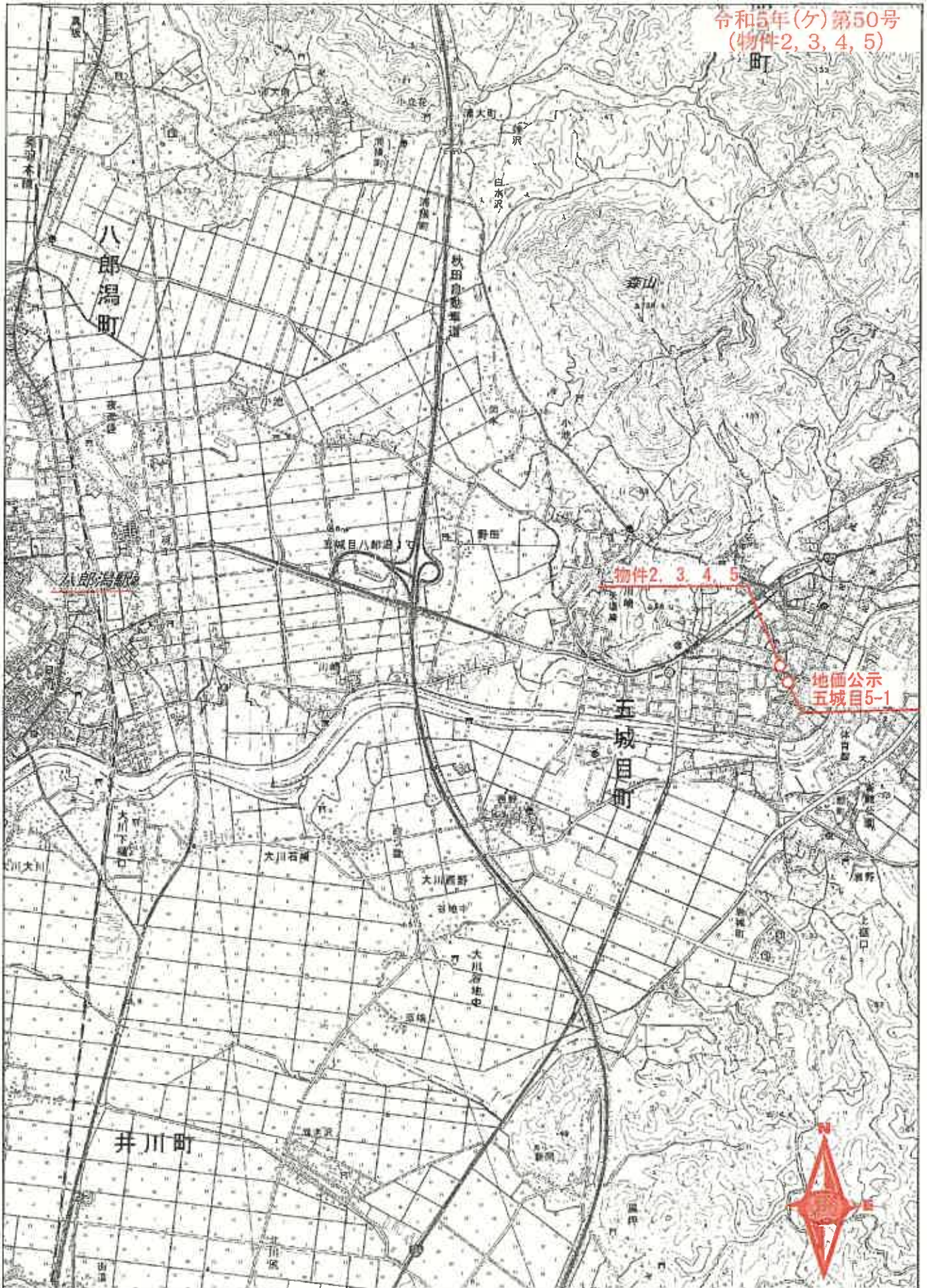
- 地価公示標準地 五城目5-1
- 所 在 : 南秋田郡五城目町字鶴ノ木21番9
価 格 : 12,000円/㎡
位 置 : J R 奥羽本線「八郎潟」駅道路距離で約4,000mに位置
価 格 時 点 : 令和5年1月1日
地 積 : 211 ㎡
供給処理施設 : 上水道、下水道整備済
接 面 道 路 : 北側幅員18m舗装県道に接面
用途指定等 : 非線引都市計画区域 ・ 商業地域
(指定建ぺい率 80% 指定容積率 400%)
防 火 規 制 : 指定無
地 域 の 概 要 : 低層店舗等の中に一般住宅が混在する商業地域

第7 附属資料の表示

- 1 位 置 図 (国土地理院基盤地図情報)
- 2 住 宅 地 図 (株ゼンリン住宅地図)
- 3 法14条地図写
- 4 建 物 図 面
- 5 建 物 配 置 図
- 6 建 物 間 取 図

以 上

令和5年(分)第50号
(物件2, 3, 4, 5)

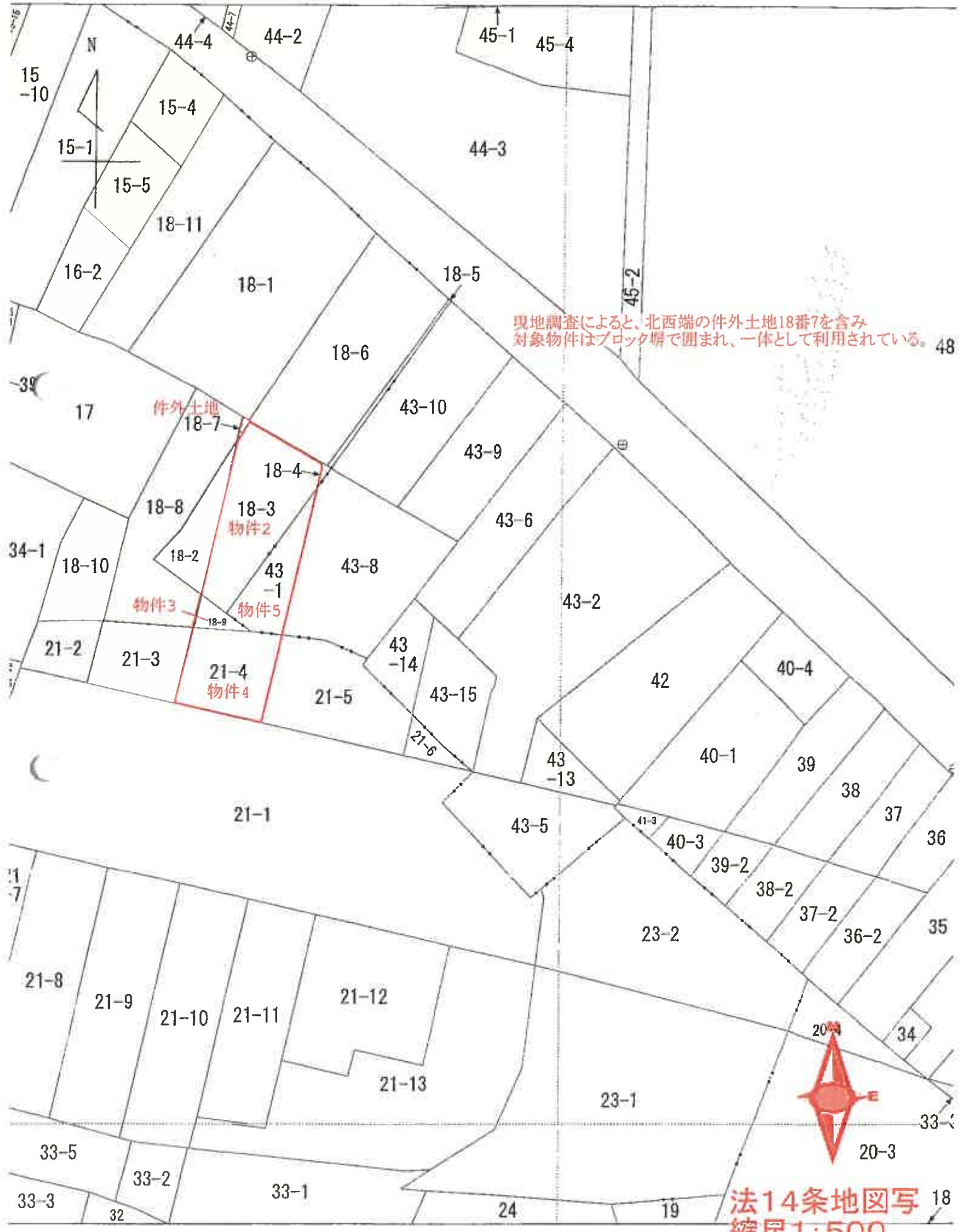


〔出典〕 国土地理院：地理院タイル
国土交通省：国土数値情報

位置図
縮尺 1:25000

令和5年(ケ)第50号
(物件2, 3, 4, 5)

(座標値)



現地調査によると、北西端の件外土地18番7を含み
対象物件はブロック塀で囲まれ、一体として利用されている。48

法14条地図写 18
縮尺1:500

000388

地積測量図

地番 18-2, 3, 4, 5, 6

土地の所在 青森県三戸郡三戸町字藤ノ木

求積

1) $24.3 \times 9.7 = 235.71$

2) $24.3 \times 8.1 = 196.83$

計 432.54

$\frac{1}{2} 216.27 \text{ m}^2$

4) $21.3 \times 0.2 = 4.26$

5) $21.3 \times 0.4 = 8.52$

計 12.78

$\frac{1}{2} 6.39 \text{ m}^2$

1) $2.8 \times 1.0 = 2.80$

$\frac{1}{2} 1.40 \text{ m}^2$

1) $18.2 \times 2.0 = 20.40$

2) $18.7 \times 8.5 = 158.95$

3) $18.7 \times 0.5 = 9.35$

4) $16.4 \times 3.0 = 49.20$

計 237.90

$\frac{1}{2} 118.95$

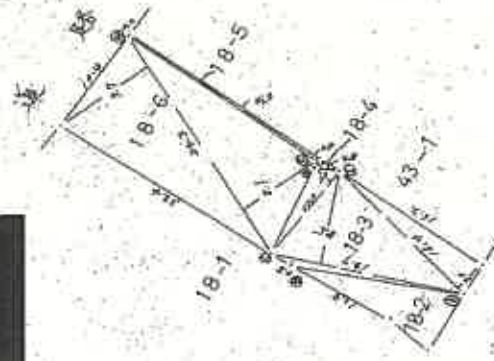
地積

18-3 102.75 m^2

18-4 1.40 m^2

18-5 1.39 m^2

18-6 216.27 m^2



号	界地界線り標
1	① ② ③
2	④ ⑤ ⑥
3	⑦ ⑧ ⑨

作製者 [Redacted] (昭和54年3月31日作成)

換紙者 [Redacted]

尺 1
1/250

2024.4.16

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和5年5月23日 秋田地方支務局

署名

令和5年(ケ)第50号
(物件2, 3, 4, 5)

000389

地番 18-7.8.9.10
積地 18-1

土地の所在 南秋田郡五城目町字盤ノ木

積地

1) $2.0 \times 0.7 = 1.40$
 $\frac{1}{2} 0.70$

1) $16.0 \times 5.1 = 81.60$

2) $16.0 \times 1.2 = 19.20$

3) $14.0 \times 3.8 = 53.20$

4) $4.7 \times 3.8 = 17.86$

5) $10.7 \times 3.6 = 38.52$

6) $10.2 \times 4.6 = 46.92$

7) $10.2 \times 2.8 = 28.56$

計 285.86

$\frac{1}{2} 142.93$

1) $3.2 \times 2.9 = 9.28$

2) $5.8 \times 1.5 = 8.70$

計 17.98

$\frac{1}{2} 8.99$

1) $12.8 \times 3.8 = 48.64$

2) $12.8 \times 3.0 = 38.40$

3) $9.4 \times 1.4 = 13.16$

4) $8.5 \times 5.0 = 42.50$

計 142.70

$\frac{1}{2} 71.35$

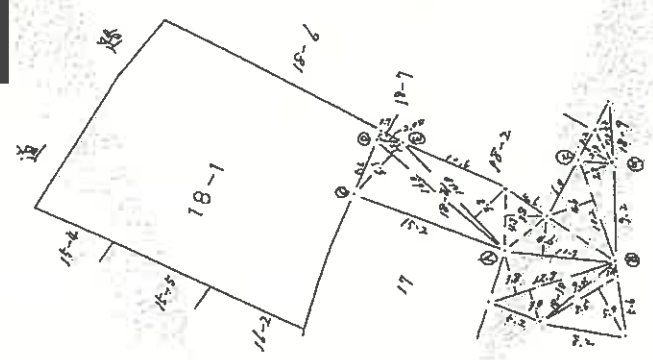
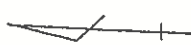
積地

18-7 0.70 m^2

18-8 142.93 m^2

18-9 8.99 m^2

18-10 71.35 m^2



登記	東洋地産の借地
①	登記
②	登記
③	登記
④	登記
⑤	登記
⑥	登記
⑦	登記
⑧	登記
⑨	登記
⑩	登記



尺 $\frac{1}{500}$

1854.44.25

作製者 [Redacted] (昭和54年4月16日作製)

嘱託者 [Redacted]

これは図面に記録されている内容を証明した書面である
令和5年5月23日 秋田地方方法務局

登記官

A3版をA4版に縮小

請求番号：16-5

(1) 令和4年12月27日
令和4年12月26日18番1は18番1、18
番11に分筆

A3版をA4版に縮小

(2/2)

(注) 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

000390

21-1

地番 21-2

土地の所在 前秋田県

地積測量図

令和5年(ワ)第50号
(物件2.3.4.5)

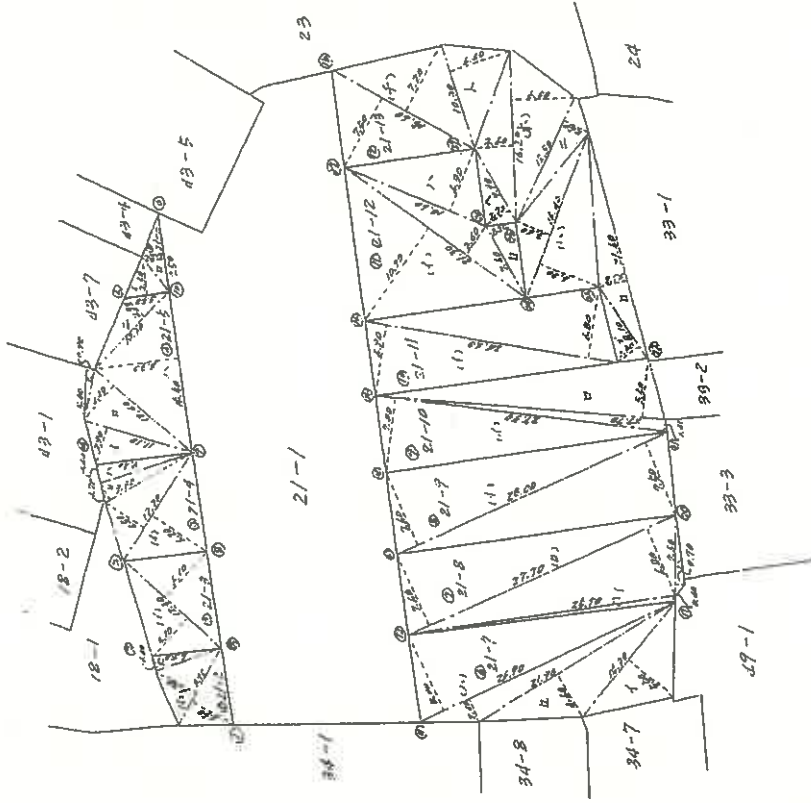
① 楢木 21-2 の求積
 (1) $8.90 \times (4.20 + 4.50) = 77.8000$
 口 $6.50 \times 1.60 = 10.4000$
 計 88.2000
 楢木 44.1000
 地積 44.1000 m^2

② 楢木 21-3 の求積
 (1) $12.50 \times (5.10 + 6.10) = 137.7600$
 口 137.7600
 計 68.8800
 楢木 68.88 m^2

③ 楢木 21-4 の求積
 (1) $13.20 \times (6.20 + 4.50) = 130.6800$
 口 $9.80 \times 1.70 = 16.6600$
 計 147.3400
 楢木 81.2000
 地積 81.20 m^2

④ 楢木 21-5 の求積
 (1) $11.10 \times 3.90 = 43.2900$
 口 $12.40 \times 4.40 = 54.5600$
 計 128.6500
 楢木 27.8100
 口 4.5000
 計 258.8100
 楢木 129.4050
 地積 129.40 m^2

⑤ 楢木 21-6 の求積
 (1) $4.50 \times 3.50 = 15.7500$
 口 $7.50 \times 2.30 = 17.2500$
 計 33.0000
 楢木 16.5000
 地積 16.50 m^2



作製者

(55年 3月 7日 作製)

嘱託者

尺 1m / 500

S F F 3 / 4

令和5年5月23日

(複写機により作成)
A3版をA4版に縮小

これは図面の写しである。

000391

地積測量図

令和5年(ケ)第50号
(物件2, 3, 4, 5)

地番 21-7-
商林田

木

① 雑木 21-12の求積
 (イ) 21.30 × (10.70 + 3.40) = 309.3300
 ロ 7.60 × 2.80 = 21.2800
 ハ 14.60 × 6.30 = 91.9800
 計 413.5900
 地積 206.7950
 206.79 m²

② 雑木 21-13の求積
 (イ) 8.10 × 2.50 = 20.2500
 ロ 21.60 × 2.70 = 58.3200
 ハ 16.40 × (6.00 + 3.40) = 154.1600
 ニ 12.80 × 2.50 = 32.0000
 ホ 16.20 × (3.60 + 6.00) = 154.5200
 ト 7.90 × 2.70 = 21.3300
 ナ 10.30 × 6.40 = 65.9200
 計 229.3200
 地積 136.8200
 368.41 m²

③ 雑木 21-7の求積
 (イ) 14.30 × 5.50 = 78.6500
 ロ 21.90 × 4.60 = 100.7400
 ハ 26.90 × (2.40 + 8.00) = 279.7600
 計 459.1500
 地積 229.5750
 229.57 m²

④ 雑木 21-8の求積
 (イ) 26.70 × 0.40 = 10.6800
 ロ 27.70 × (6.80 + 7.60) = 393.8800
 ハ 7.60 × 0.70 = 5.3200
 計 414.4800
 地積 207.2400
 207.24 m²

⑤ 雑木 21-9の求積
 (イ) 28.00 × (7.50 + 7.60) = 422.8000
 計 422.8000
 地積 211.4000
 211.40 m²

⑥ 雑木 21-10の求積
 (イ) 27.80 × (7.00 + 1.40) = 233.6200
 ロ 27.70 × 5.50 = 152.3500
 ハ 385.8700
 計 192.9950
 地積 192.99 m²

⑦ 雑木 21-11の求積
 (イ) 24.40 × (6.70 + 6.80) = 334.2800
 計 334.2800
 地積 167.1400
 167.14 m²

境界線	境界線の種類
① ~ ⑦	コンクリート杭

作製者

55年3月7日 作製

嘱託者

縮尺 1m

S.S.S. 3. 1/4

A3版をA4版に縮小

登記年月日：昭和54年4月16日

令和5年5月23日 秋田地方裁判所

登記官

令和5年(ケ)第50号
(物件2, 3, 4, 5)

000449

地積測量図

番 43-1, 8, 10

地 土地の原簿

宮城県五城目町字下ノ町

表

積

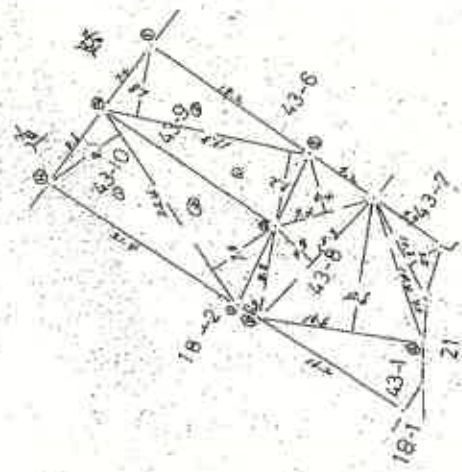
1) $22.4 \times 8.1 = 181.44$
 2) $22.4 \times 7.0 = 156.80$
 計 338.24
 注 169.12㎡

1) $19.8 \times 7.2 = 142.56$
 2) $19.8 \times 6.8 = 134.64$
 計 277.20
 注 138.60㎡

1) $8.8 \times 2.0 = 17.60$
 2) $16.3 \times 4.8 = 73.44$
 3) $9.4 \times 6.4 = 50.76$
 4) $15.6 \times 12.6 = 196.56$
 5) $14.4 \times 1.5 = 21.60$
 6) $10.6 \times 3.5 = 37.10$
 計 397.06
 注 198.53㎡

地積

43-8
198.53㎡
43-9
138.60㎡
43-10
169.12㎡



※	界址境界の経緯		
①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	⑧
⑨	⑩	⑪	⑫

昭和54年4月2日作製

尺 1/500

S54.4.16